



# 自転車ヘルメットの購入額に応じて デジタル地域通貨MIMACAの ポイントがもらえます！



令和5年4月1日からすべての自転車利用者にヘルメット着用の努力義務が課せられました。自転車に乗る際はヘルメットを着用しましょう！

## 対象者

美馬市内に住所を有している方  
但し、申請年度の3月31日時点で、中学生でないこと



## 申請方法

方法① インターネットで申請

申請フォームのURL↓と二次元コード→  
<https://logoform.jp/form/mima/385629>



方法② 暮らし・人権課（美馬市役所北館2階）  
へ提出書類を持参して申請

### 提出書類

- ① 自転車ヘルメット着用促進事業申請書兼請求書
- ② 同意書兼誓約書※申請書兼請求書の裏面
- ③ ヘルメット購入に要した経費の領収書の写し
- ④ 安全基準の認証の確認ができる書類の写し
- ⑤ 申請者の本人確認書類の写し

※詳しくは美馬市ホームページをご確認ください  
<https://www.city.mima.lg.jp/gyosei/docs/1171460.html>



↑安全基準マークの例

## ポイント付与

- ・ 自転車ヘルメット購入額の**2分の1**相当のポイント（100ポイント未満は切り捨て）を申請者のMIMACAに付与します。  
※上限は**3,000ポイント**です
- ・ 申請した月の**翌月15日**にポイントを付与し、その日から**180日間**がポイントの有効期限となります。

お問い合わせ：美馬市役所 暮らし・人権課 ☎0883-52-8009

